（科目等履修生等）

第十七条　短期大学は、短期大学の定めるところにより、当該短期大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下この条において「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

2　短期大学は、短期大学の定めるところにより、当該短期大学の学生以外の者で学校教育法第百五条に規定する特別の課程を履修する者（以下この条において「特別の課程履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

3　科目等履修生及び特別の課程履修生に対する単位の授与については、第十三条の規定を準用する。

4　短期大学は、科目等履修生、特別の課程履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては、第二十二条、第三十条及び第三十一条に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。

5　［略］

別表第一（第二十二条関係）

イ　［略］

［表略］

備考

一～九　［略］

十　学科連係課程実施学科における教員数は、当該学科連係課程実施学科を同一分野に属する学科が一学科の場合の学科とみなしてこの表により算定した教員数とする。

別表第二（第三十一条関係）

イ　［略］

［表略］

備考

一～六　［略］

七　この表に定める面積は、専用部分の面積とする。ただし、当該短期大学と他の学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園、専修学校又は各種学校（以下この号において「学校等」という。）が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であって、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該短期大学の教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができる（ロの表において同じ。）。

ロ　加算校舎面積

学科の種類 ＼ 収容定員	［略］	六〇〇人までの場合の面積（平方メートル）
［略］	［略］	［略］
教育学・保育学関係	［略］	三、五五〇
［略］	［略］	［略］

備考　［略］

（科目等履修生等）

第十七条　短期大学は、短期大学の定めるところにより、当該短期大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

［項を加える。］

2　科目等履修生に対する単位の授与については、第十三条の規定を準用する。

3　短期大学は、科目等履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては、第二十二条、第三十条及び第三十一条に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。

4　［同上］

別表第一（第二十二条関係）

イ　［同上］

［同上］

備考

一～九　［同上］

［号を加える。］

別表第二（第三十一条関係）

イ　［同上］

［同上］

備考

一～六　［同上］

七　この表に定める面積は、専用部分の面積とする。ただし、当該専門職短期大学と他の学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園、専修学校又は各種学校（以下この号において「学校等」という。）が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であって、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該専門職短期大学の教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができる（ロの表において同じ。）。

ロ　加算校舎面積

学科の種類 ＼ 収容定員	［同上］	六〇〇人までの場合の面積（平方メートル）
［同上］	［同上］	［同上］
教育学・保育学関係	［同上］	三、五〇〇
［同上］	［同上］	［同上］

備考　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。